

51 VIE.ORNE ビオルネ 

月曜日～土曜日
10:00～18:00
(月2回 不定期 20:00まで)
高松市松島町2丁目2-14
VIE.ORNE
087-887-3754
vieorne1203@mh.pikara.ne.jp

52 特定非営利活動法人 未来 ISSEY

不定期 年間10回程度
香川県内
特定非営利活動法人 未来 ISSEY
080-2982-3902
miraissey@gmail.com
http://www.//miraissey.com

53 子育て応援ひろば にこにこ

毎月最終水曜日 10:30～11:30

なごみんのわ

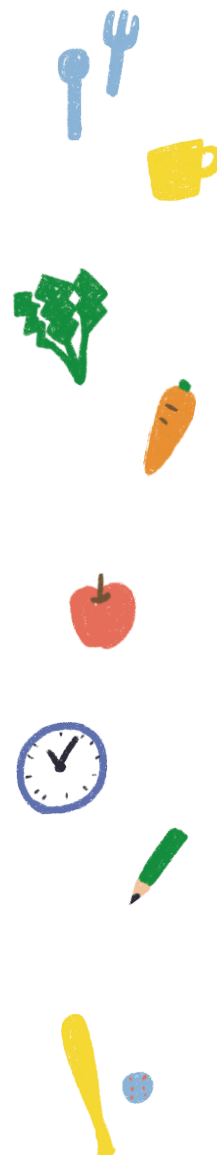
毎月第2金曜日 10:30～11:30
10:00～18:00
高松国分寺ホール
高松市国分寺町新名430番地
なごみん
087-875-0162 (高松国分寺ホール)
(Instagram) @nagomin.kagawa

54 メタセコイヤの家 

月・木曜日 10:00～11:30
第1土曜日 10:00～15:00 (2021.8～)
※祝日は休み
メタセコイヤの家 (三木町鹿伏132)
特定非営利活動法人 メタセコイヤの家
090-4919-2190
metasekoiya.ie@gmail.com
https://www.facebook.com/metasekoiya

55 どきどき食堂 つ★な★ご 

不定期 月2回
土器コミュニティセンター
丸亀市土器町東7丁目160番地
どきどき食堂 つ★な★ご
090-5144-9577
drmfsrcsd1108@yahoo.co.jp



子どもの最善の利益のために

—— 児童憲章 ——

1951(昭和26)年5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

—— 児童の権利に関する条約 ——

1989(平成元)年国連で採択、1994(平成6)年批准

「子どもの権利」4つの柱



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

—— 児童福祉法 ——

1947(昭和22)年制定

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、
その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

お問合せ

香川県子どもの未来応援ネットワーク事務局 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
〒760-0017 香川県高松市番町一丁目 10 番 35 号 香川県社会福祉総合センター5F
電話：087-861-0546（地域福祉課） FAX：087-861-2664